

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	志津川地区 (志津川西地区) (西地区)	南三陸町
	その他施設整備に関する事業	志津川西地区 (西地区)	南三陸町

図面記号	D-15-II	M-7-II	土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面 積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分					
						登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法				
						別紙1-1、別紙1-2のとおり										
			計	別紙1-1 (所有権・移転) 18,741m ² (田 0m ² 畑 18,741m ²)												
				別紙1-2 (使用貸借・設定) 4,336m ² (田 0m ² 畑 4,336m ²)												
				合計 23,077m ² (田 0m ² 畑 23,077m ²)												
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要				用水については、現状は雨水利用で用水施設は無いため、開発に伴う営農への影響はない。 雨水排水については、既存排水路を経て八幡川から海へ排水し、汚水排水についても、合併浄化槽で処理後、同様に既存排水路を経て八幡川から海へ排出するため、周辺農地に対する影響はない。												

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 謙渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。
この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙1 - 1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市 計画法
本吉郡南三陸町 志津川字廻館	75-1の一部	畠	畠	16, 176 のうち 16, 168	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き 都市計画区域 用途地域外
本吉郡南三陸町 志津川字田尻畠	58-4の一部	畠	畠	10, 508 のうち 2, 573	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き 都市計画区域 用途地域外
計 2 筆		18, 741 m ² (畠 18, 741 m ²)				

(注) 本表は、(別紙1) の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

(別紙1－2) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分	
		登記簿	現 況		農振法	都市 計画法
本吉郡南三陸町 志津川字田尻畠	58-4の一部	畠	畠	10,508 のうち 4,336	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き 都市計画区域 用途地域外
計1筆		4,336m ² (畠 4,336m ²)				

(注) 本表は、(別紙1) の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。